

インバウンド・アウトバウンドビジネスにおける注意点を 弁護士が徹底解説！

拡大するアジア
マーケットの開拓

外国人労務問題の
注意点と危険性

アジア市場進出時の
国際売買契約、
販売代理店契約の基本

アジア市場進出時の注意点 外国人労務問題への対処法

開催
日時

2019/7/10(水) 13:30~16:30

@神戸国際会館701号会議室(三宮) **受講料無料**

講座概要

昨今、アジア市場は発展著しく、マーケットとしても注目されています。アジアへの進出は、日本企業が生き残るために、重要な戦略の一つになってきています。また、外国人の労働者を抱える企業も増え、外国人労務問題も表面化しつつあります。今回のセミナーでは、中国・ベトナム・ミャンマーにも拠点を持つキャストグループCEOでもある弁護士法人キャスト村尾代表弁護士に、簡単なモデル契約例をもとにアジア市場進出時に知っておくべき注意点をお話いただきます。また、増加する外国人人材の労務問題への対処法を、当事務所代表弁護士の瀬合孝一が、実際の事例をもとに、最新の法改正も踏まえ、適切な対応方法をお伝えいたします。

特別講師紹介



1990年京都大学経済学部経済学科卒業。
神戸市役所を経て95年 弁護士登録。99
年村尾龍雄法律事務所、2000年キャスト
コンサルティング(上海)、02年弁護士法
人キャストを設立。中国事業のコンサル
ティングは20年以上の実績をもつ。日系
企業のアジア進出サポートのため、12年
キャストコンサルティング(ミャンマー)、
13年弁護士法人キャストホーチミン支店
を設立(2017年8月にベトナム司法省認
可を得てベトナム弁護士法人化)し、現地に
根差したサービスを提供している。

村尾龍雄(Tatsuo Murao)
キャストグループ 代表
弁護士法人キャスト 代表弁護士・税理士
香港ソリシター(香港Li&Partners所属)



【経歴】

- ・神戸市垂水区出身
- ・京都大学法学部卒業
- ・司法修習58期(神戸修習)

【資格等】

- ・労務調査士®
- ・税務調査士®
- ・事業承継マネージャー

瀬合 孝一(Kouichi Segou)
弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ 代表弁護士
(兵庫県弁護士会所属)

主催

弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ 担当 井毛田(セミナー担当)
TEL:078-382-3531 FAX:078-382-3530
URL: <http://www.segou-partners.com/>

セミナー内容

第一講座 アジア市場進出時の注意点

1. 国際売買契約

(1) 国際売買契約と国内売買契約とは何が同じで、何が違うのか？

(2) 共通点の説明

①当事者 ②目的物 ③価格(代金) ④その他

(3) 相違点の説明

- ①当事者は実在する会社か？(どうやって調査するのか？)
- ②当事者の与信は大丈夫か？(どうやって調査するのか？)
- ③契約の言語はどうするのか？
- ④英語となる場合の注意点(準拠法の選択と大いに関係する)
- ⑤支払い方法の選択(cross-borderでの支払い②と大いに関係する)
- ⑥通貨の選択
- ⑦何をどこまでやれば「履行」になるのか？
- ⑧現地での設備据付けや初期操業支援が必要となる場合の問題点
- ⑨その他

2. 販売代理店契約

(1) 販売代理店契約と国際売買契約とは何が同じで、何が違うのか？

(2) 共通点の説明

(3) 相違点の説明

- ①継続的契約である特徴から生じる留意点
- ②不可避免的に伴う商標ライセンスから生じる留意点
- ③独占(exclusive)か否かーその選択に伴う留意点
- ④契約終了に伴う留意点
- ⑤独占禁止法との関係での留意点
- ⑥その他

第二講座 外国人労務問題への対処法

1. 改正入管法のポイント

(1) 在留資格「特定技能」とは？

(2) 特定技能外国人の受入れ条件

- ①受入れ機関 ②特定支援機関
- ③コンプライアンス(役員の相統税法違反にもご用心？)

(3) その他の在留資格との違いは？

2. 外国人を雇用する際の注意点

(1) 不法就労助長罪とは？

- ①雇用形態での違いは？(①直接雇用 ②派遣 ③業務委託)
- ②採用担当者の責任は？会社や代表者の責任は？
- ③処罰を免れるために必ず確認しておくべきこととは？

(2) 在留カードの偽造を見抜く方法

(3) 在留資格等不正取得罪とは？

(4) 雇用契約書・就業規則は翻訳する必要があるの？

(5) コンプライアンス体制について

- ①雇用契約書に必ず入れておきたい文言とは？
- ②とるべき誓約書のポイント

(6) 宗教の戒律と企業側の対応法

(7) 安全配慮義務の内容と注意点

- ①外国人労働者特有の安全配慮義務の内容
- ②外国人労働者特有の研修・指導の方法と注意点

(8) 刑事事件

- ①雇用している外国人労働者が逮捕・勾留されたらどうなる？
- ②雇用主や上司が身元引受人を頼まれた場合の対応法

開催概要

日時

2019/7/10(水) 13:30～16:30

会場

神戸国際会館701号会議室

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

TEL:078-231-8161 FAX:078-231-8120

受講料

無料

お申込先
当日連絡先

弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ

TEL: 078-382-3531

アクセスマップ



神戸国際会館
KOBÉ INTERNATIONAL HOUSE

三宮(三ノ宮)駅から地下で直結！

参加ご希望の方は、下記の枠内をご記入の上FAXでご返送下さい。もしくはお電話にてご連絡ください

締切: 7月5日(金) FAX: 078-382-3530

貴社名	ご芳名
会社ご住所	
ご連絡先	【TEL】 () -
Eメールアドレス	@

主催・お問い合わせ先: 弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ
〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅NKビル9階